

女川町監査委員告示第4号

監査結果の公表について

令和元年12月5日に実施した随時監査の結果について、地方自治法第199条第9項の規定により、これを公表する。

令和元年12月25日

女川町監査委員 丸岡美穂

女川町監査委員 佐藤誠一

随時監査報告書

1 監査の範囲

- 業務委託について

2 監査の期日等

期 日 令和元年12月5日(木)
場 所 役場庁舎 3階 委員会室2
監査委員 丸岡美穂・佐藤誠一

3 監査の概要

例月現金出納検査、決算審査を通して更に精査したい委託業務を監査委員合議の上で3課、4業務委託を抽出した。各所管課から監査調書として委託契約状況調べ及び関係資料を提出の上、業務委託の概要の説明を受け、質疑応答を行うという形で監査を行った。

4 監査対象業務委託

- (1) 庁内システム等運用管理支援業務委託（企画課）
- (2) 情報系サーバ外部管理業務委託（企画課）
- (3) （仮称）メモリアル公園整備事業業務委託（復興推進課）
- (4) 女川町地方卸売市場高度衛生管理推進支援業務委託（産業振興課）

5 監査の結果及び意見

- (1) 庁内システム等運用管理支援業務委託（企画課）

各課ごとの各業務に対して、使用するソフトも縦割りの作りこみとなっており、効率性の面で課題が残る。トラブル対応した際の全庁に向けた情報共有等により、当該委託業務の担当者に依存する部分が年々減少していくと思われる。その方向性で、業務委託している点を確認した。

- (2) 情報系サーバ外部管理業務委託（企画課）

データセンターのサーバに格納されていない、各課所管データのバックアップについてのルール作りを、全庁的に実施すべきである。

- (3) （仮称）メモリアル公園整備事業業務委託（復興推進課）

公園完成後の維持管理費用に関し、どれくらいかかるのかを試算し、効率的な維持管理方法を検討していただきたい。

- (4) 女川町地方卸売市場高度衛生管理推進支援業務委託（産業振興課）

衛生管理に関するモニタリングのしくみを導入することにより、関係者が積極的に取り組む状況となっていることを確認した。今後の継続及び他部署における導入を期待する。